【様式gc6】

西暦　　　　年　　月　　日

**認定遺伝カウンセラー制度　単位認定申請書**

認定遺伝カウンセラー制度委員会

委員長　殿

認定遺伝カウンセラー制度の研修会として単位認定をしていただきたく、申請いたします。

申請にあたり別紙に記載の内容を確認し、必要な資料を添付いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請団体の名称  責任者氏名 | （印） |
| 担当者の氏名  所属  連絡先 | 電話番号　　　　　　　　　　　メールアドレス |
| 研修会の名称 |  |
| 開催年月日  研修会の時間 | 年　　　月　　　　日 　　：　　～　　：  （2日間以上にわたって行われる場合は会期期間を記入してください） |
| 開催方式／場所 | 現地 オンライン 現地・オンラインのハイブリッド  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 申請項目  別紙をご参照ください | 今回実施予定の研修会のみ申請  今回実施予定の研修会を含む5年間有効の認定研修会として申請 |
| 研修会の概要  （複数選択可） | 講演／一般演題の聴講 グループワーク／ロールプレイ  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 単位発行の条件・方法 | 単位（単位取得証明）を発行する場合に、出席の確認方法や単位の配付方法について記載してください。例：グループワーク終了後に参加者に直接手渡しで配付する予定など） |

【添付書類】もれなく添付し☑をいれてください

　研修会を主催する団体等の会則

　研修会の主たる指導者（主催者、講師、ファシリテーターなど）の氏名／一覧\*1

　研修会のプログラム（演題・演者やグループワークのテーマなどが分かるもの）\*2

　（5年間有効の研修会として申請する場合のみ）過去に申請し認定された実績（前回実施分）

\*1 臨床遺伝専門医／同指導医、認定遺伝カウンセラー／同指導者が分かるように明記ください。

\*2 研修内容が記載されていればプログラム案でも可能です。提出されたプログラム案を提出後に大きな

相違が発生する場合にはすみやかにお知らせください。

別紙 **【申請書類作成時に必ずご確認ください】**

* 認定遺伝カウンセラー制度委員会（以下、当委員会）は、同制度規則（下記参照）に基づいて認定遺伝カウンセラーの資格更新に必要な研修を受けられる研修会を「認定研修会」として承認しています。
* 申請は、「今回実施予定の研修会のみ申請」あるいは「今回実施予定の研修会を含む5年間有効の認定研修会として申請」どちらかを選んでください。不定期に開催する研修会や以降の開催の予定がない場合は前者を、定期的に同程度の時間と内容で実施した実績がある場合には後者をご選択ください。
* 研修会の内容によって認定される単位数（単位取得証明書に記載される単位数）は異なります。単位数の基準は次の通りですが、単位数は当委員会が申請された研修会の内容を吟味して決定します。開催形式や参加費用の有無は認定のための審議や単位数には影響しません。

【5単位の例】 （参加する時間として4時間以上）講演聴講とグループワーク／ロールプレイ参加

（参加する時間として7時間以上）講演／一般演題の聴講

【2単位の例】 （参加する時間として4時間未満）グループワークのみ

（参加する時間として7時間未満）講演／一般演題の聴講

* 当委員会による審議には1～2ヶ月ほどかかります。研修会開催月の前々月の末日までに申請をお願いいたします（例：10月20日に開催する場合は8月31日まで）。申請書の記載内容および添付書類に不備や不足がある場合、申請者（申請書に記載された担当者）に照会したり、不足した書類の再提出をお願いしたりしますので、審議にさらに日数を要します。書類の不備や不足がないようにご注意ください。
* 当委員会による審議後に審議結果と（承認された場合には）決定した単位数を通知します。申請した研修会を実施する際には、次の点にご留意ください。

・研修会にもれなく参加したことを確認した上で単位（単位取得証明書）を発行してください。

・発行する単位（単位取得証明書）には研修会の正式名称、主催団体の名称、実施日・場所および

　当委員会が通知した単位数を記載してください。

・単位（単位取得証明書）には、可能な限り主催者によって参加者の氏名を印字してください。印字で

　きない場合には、コピーなどによる不正防止のための対応をしてください（主催団体の押印をする等）。

・（5年間有効の認定研修会として認定された場合）

認定期間内（認定期間：5年間）に研修会の内容・時間を（申請時から）大幅に変更される場合には、

認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局に変更内容をご連絡ください。単位数が変更される可能性が

あります。認定期間を過ぎましたら、認定研修会として単位発行はできません（認定期間内に更新の

申請が行われ、再認定された場合を除く）。

* **認定遺伝カウンセラー制度規則より抜粋**

（認定研修会）

第１６条 委員会は研修会責任者からの申請により、次の各号に該当するものを認定研修会として認定する。  
(１) 公的機関、学会（研究会を含む）が遺伝医療の普及を目的に継続して開催している研修会であること。  
(２) 研修会の主たる指導者に認定遺伝カウンセラーの指導が可能な臨床遺伝専門医制度による指導医、認定

遺伝カウンセラー、認定遺伝カウンセラー指導者が含まれること。  
(３) 研修における講義および実習内容が「遺伝カウンセラー養成のための到達目標」に合致していること。  
(４) 受講者の学習到達度を適切な方法で評価し、単位取得証明書が発行できること。なお研修会の単位数は

委員会が定める。